

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十二号

令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
ときがわ町	西平三	令和五年三月二十日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和五年三月二十日から 令和五年三月三十一日まで